

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会公印規程

昭和41年10月7日

規程第2号

(総則)

第1条 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会（以下「議会」という。）の公印の作製、管守方法及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類、寸法、文字、使用区分は別表のとおりとする。

(公印の管守方法)

第3条 公印の管守者は、岸和田市貝塚市清掃施設組合の事務局長をもって充てる。

(準用規定)

第4条 この規程に定めるものの外、公印の取扱いについては岸和田市貝塚市清掃施設組合公印規程（昭和41年規程第1号）を準用する。この場合において規程中「管理者」とあるは「議長」と、「副管理者」とあるは「副議長」と、「総務課長」とあるは「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

省 略